

遅延調査票の取扱いについて

○ 以下の内容は、遅延調査票を集計に利用する場合の典型的な取扱いとして想定されるパターンを示したものであり、今後実施される点検の結果を踏まえた上で、統計委員会の考え方として報告書に盛り込むことが必要ではないか。

- ※ 1 遅延調査票とは、提出が回答期限に間に合わず、本来の集計対象月の月別集計に含めることのできなかった調査票のことをいう。
- ※ 2 月別集計は、月別の統計のことをいう。月次の速報や確報といった、複数の段階に分けて公表される集計はもとより、年別集計を行う際に併せて行われる月別の集計も含まれる（ここでは、同一の集計対象月に係る値を更新していく場合を想定している）。
- ※ 3 年別集計は、1年間（年度間）の累積や平均などの集計のことをいう。

I 遅延調査票を集計に使用するパターン

- (1) 月別集計が速報、確報など複数の段階に分けて公表される場合
月別集計の公表が、迅速性を重視した速報、正確性を重視した確報など複数の段階に分けて行われる場合、（速報集計では遅延調査票を使用せず、）確報集計ではその集計期限に間に合うものを使用するパターン
- (2) 月別集計に速報・確報の区別はないが、年別集計の際に併せて月別集計の確報が公表される場合
各月に行われる月別集計の公表では迅速性が重視され、正確性を重視した確報は年別集計の際に併せて公表される場合、月別集計では遅延調査票を使用せず、年別集計の際に併せて公表される月別集計の確報において集計期限に間に合うものを使用するパターン
- (3) 月別集計に確報がなく、年別集計に遅延調査票を反映するために簡便な方法をとる場合
遅延調査票の情報を年別集計に可能な限り反映させる必要があるときに、その情報を便宜提出された月の月別集計に使用するパターン（例えば、年別集計が月別集計の累積結果であり、特に年別集計の正確性が重視される統計など）

II 遅延調査票を使用する場合における留意点

- ・ 業務マニュアルに遅延調査票の取り扱いを記載し、その取り扱いの適否について定期的に自己点検を行う。
- ・ 遅延調査票を集計に使用している場合には、その処理方法を公表資料に明示する。
- ・ 遅延調査票の取り扱いに関し不明な点がある場合には、統計幹事部局や統計相談窓口にご相談し、助言を受ける。
- ・ 以上の対応が確実に実行されるよう、遅延調査票の取り扱いに関し「統計作成ガイドブック」に分かりやすく記述を含める。

(以上)